

情報かわら版



イベントや各種講座
などのご案内です。



総人口 77,724人 (-64人)
女性 40,220人 (-34人)
男性 37,504人 (-30人)
世帯数 32,859世帯 (-7世帯)
面積 12.95 km² (±0km²)
※H22年3月1日現在。
()は前月比



手話奉仕員上級講座

市では次のとおり「手話奉仕員上級講座」を開講します。

開講日時 5月23日(日) 午前10時
(正午(全1回))
以降の開校予定は、申し込み時にお知らせいたします。

申込 4月5日(月)から30日(金)までに、障害福祉課備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、

修了証の写しを添付し障害福祉課へ
問合 障害福祉課 (市役所1階6番窓口)

本市民などに在住または在勤・在学の15歳以上の人を対象に、要約筆記奉仕者の養成講座を次のとおり開催します。

講習日時 5月18日～6月20日毎週土曜日(全8回)の午後1時～4時

申込 4月25日(日)必着で、申込書に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で、岸和田市立福祉総合センター要約筆記奉仕員養成講座

手書きコース

要約筆記奉仕員養成講座

岸和田市社会福祉協議会では、本市などに在住または在勤・在学の15歳以上の人を対象に、要約筆記奉仕者の養成講座を次のとおり開催します。

講習日時 5月18日～6月20日毎週土曜日(全8回)の午後1時～4時

申込 4月5日(月)から30日(金)までに、障害福祉課備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、

こじども将棋教室生徒募集

おここのう会館では、次のとおりこじども将棋教室を開校していま

す。今回教室の生徒を募集します。

パソコン点訳ボランティア

対象者 市内在住のパソコンで文

字入力ができる人

定員 先着10人。ただし、開催最低

低人数5人に満たない場合は中止

受講料 無料。ただし、要テキス

ト代1050円

パソコン点訳ボランティア 養成講座

総合福祉センターでは、点字の基礎知識から学ぶパソコン点訳ボランティア養成講座の受講生を次

のとおり募集します。

日時 5月11日～3月22日の毎月

第2・4火曜日 午前10時～正午

(全22回)

対象者 市内在住のパソコンで文

字入力ができる人

定員 先着10人。ただし、開催最

低人数5人に満たない場合は中止

受講料 無料。ただし、要テキス

ト代1050円

茶道教室(裏千家)

おここのう会館では、次のとおり、茶道教室の生徒を募集してい

ます。

日時 毎月1回(第2水曜日)

午後7時～9時

場所 おここのう会館(上之町6

角)へ

対象者 市内在住の3歳未満

の人が

受講料 各教室とも全12回分で1

000円(材料費は別途負担)

申込 4月20日(火)の午後6時30分

～8時30分に勤労青少年ホームで

先着順

なお定員に満たない教室は、4

月21日(水)～30日(金)に追加受け付け

します。またさらに定員に満たない場合、5月1日(土)～11日(火)まで

受講料 無料。ただし、要テキス

ト代1050円

伝統文化こじども教室開催

おここのう会館では、次のとおり伝統文化こじども教室を開催します。

日時 每月第4日曜日 午前10時～正午

申込 4月22・6828(藤原)へ

対象者 市内在住・在勤の3歳未満

の人が

受講料 各教室とも全12回分で1

000円(材料費は別途負担)

申込 4月20日(火)の午後6時30分

～8時30分に勤労青少年ホームで

先着順

なお定員に満たない教室は、4

月21日(水)～30日(金)に追加受け付け

します。またさらに定員に満たない場合、5月1日(土)～11日(火)まで

受講料 無料。ただし、要テキス

ト代1050円

朗読ボランティア養成講座

総合福祉センターでは、視覚障がい者への声のサービスとして、

テープ録音による情報提供に必要な技術を習得したボランティアの養成を行つ講座の受講生を次のとおり募集します。

日時 5月12日～10月13日の毎月

第2・4水曜日 午後1時30分～3時30分(全10回)

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ

対象者 市内在住の人

定員 先着20人

受講料 無料

申込・問合 4月5日(月)から直

接、または電話で総合福祉センター(☎23・1390)へ



タイトルアイコンは、対象者を表しています。

(「学習・講座」の続き)

華道教室

おてんのう会館では、次のとおり、華道教室の生徒を募集しています。

申込・問合	おてんのう会館 (上之町6)
定員	先着10人
参加費	材料費・実費
持物	ハサミ (会館にて器・用品は備えあり)

保育所名	電話番号
宇多保育所	☎ 32・2612
上条保育所	☎ 32・3470
浜保育所	☎ 33・5432
戎保育所	☎ 21・1471
条東保育所	☎ 21・0221
要保育所	☎ 22・0564

問合

各保育所

(火、5月25日(火)、6月22日(火)、7月13日(火)、10月26日(火)

時間 午前9時30分受付開始、11時終了

対象 生後6か月～3歳児

問合

各保育所(電話番号は上表参照)

にんじんサロンの催し (☎ 21・6555)

■手話ダンス ダンスにあわせて手話をおぼえませんか?
アンチエイジングに最適です!事前にご予約ください。
5月8日(土)・29日(土)・6月12日(土)のいずれも10時～正午

■4月からのイベント

4月1日(木) 午後2時～4時
絵手紙(前期) 立花悦子さん
4月10日(土) 午後1時30分～3時30分
色紙に絵を描きましょう(前期) 亀高怜子さん
4月14日(水) 午前10時～正午
絵手紙(前期) 亀高怜子さん
4月15日(木) 午前11時～20分程度
子どものためのおはなし会 エンジェルクラブ
4月15日(木) 午後2時～4時
絵手紙(前期) 立花悦子さん
4月16日(金) 午前10時30分～11時30分
音楽を聞きながら体を動かしましょう! 本田ますみさん
4月22日(木) 午後2時～1時間程度
「川柳などで、頭の活性化をしてみませんか?」 楠畠正史さん
4月28日(水) 午前10時～正午
絵手紙(前期) 亀高怜子さん
5月6日(木) 午後2時～4時
絵手紙(前期) 立花悦子さん
5月8日(土) 午前10時～正午
手話ダンス(要事前予約) 小林光子さん

※参加に際しては、事前に「にんじんサロン」にお問い合わせください。なお4月11日(日)・25日(日)・29日(祝)は、休館です。

料金	参加費無料(入館料のみ必要。一般300円、65歳以上・高校・大学生200円)
曲目	ボレロ(ラ・カルパネラ)(リスト)、バレエ組曲(チャイコフスキイ)ほか
日時	4月4日(日) 午後2時～3時30分
場所	エントランスホール
座席数	当日先着約130席(立見可)

料金	参加費無料(入館料のみ必要。一般300円、65歳以上・高校・大学生200円)
曲目	ボレロ(ラ・カルパネラ)(リスト)、バレエ組曲(チャイコフスキイ)ほか
日時	4月4日(日) 午後2時～3時30分
場所	エントランスホール
座席数	当日先着約130席(立見可)

料金	参加費無料(入館料のみ必要。一般300円、65歳以上・高校・大学生200円)
曲目	ボレロ(ラ・カルパネラ)(リスト)、バレエ組曲(チャイコフスキイ)ほか
日時	4月4日(日) 午後2時～3時30分
場所	エントランスホール
座席数	当日先着約130席(立見可)

「ロマンス～前田みねり・ヴァイオリンコンサート～」
4月18日(日) 午後2時～3時30分

「やよいミュージアムコンサート」
4月のイベント

「やよいかな風の吹く季節」

「SONG Piano Duo」

「やよいかな風の吹く季節」

タイトルアイコンは、対象者を表しています。



〔その他のお知らせ〕の続き
低所得者の固定資産税・都市計画税の減免申請は4月中に!

次の①～⑤すべてに該当する人は、申請により固定資産税・都市計画税の2分の1を減免します。

該当する人は、印鑑をお持ちのうえ、税務課までお越しください。

①所有者が平成22年1月1日現在、65歳以上、特別障害者または寡婦（夫）のいずれかであるひと

②所有者および家族全員の所得が市民税均等割非課税限度額以下であること。市民税均等割非課税限度額の計算方法は、35万円×（本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数）+21万円（扶養親族がある場合の加算額）となります。

③所有者本人が居住している資産以外に土地や家屋を所有していないこと

④所有する家屋の延べ床面積が70坪以下であること

⑤固定資産税（都市計画税を含む）の年税額が5万円以下であること

なお、減免の対象となるのは、申請日以降に到来する納期分に限ります。そのため、平成22年度課税分の1期からの減免を受ける場合は、4月30日（金）までとなります。その期限を過ぎてからの申請の場

合は、2期以降の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

また②の所得要件の確定が、6月1日以降になりますので、減免の発送はそれ以降となります。

月1日までの1回の駐車に限りの可否の通知および減免の通知書の発送はそれ以降となります。

また、同一日の午前7時から午後1時までの1回の駐車に限ります。

問合 税務課 固定資産税係（市役所1階9番窓口）



パーク＆ライドに 市立駐車場を

定期料金	9000円	（月ぎめ）
回数券	▽30分券（10枚）	…16
00円	▽1時間券（10枚）	…3
000円	▽2時間券（10枚）	…3
5700円		

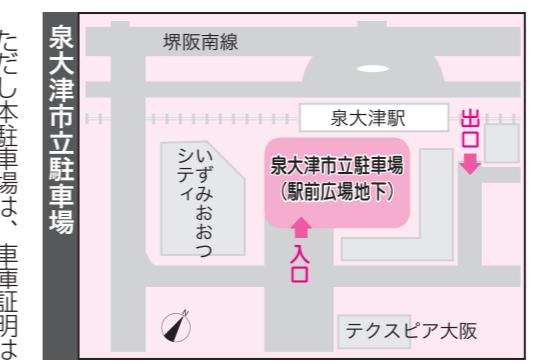
プリペイドカード	▽3000円	
相当	…2600円	▽5000円
…4200円		▽1万円相当
…8100円		

交通渋滞の緩和と大気汚染の改善のため、自宅から駅までマイカーを使い、駐車（パーク）し、電車などに乗り換えて（ライド）通勤しませんか？ そのためには、泉大津駅前の市立駐車場をぜひご利用ください。

ときどき利用いただく場合は、プリペイドカードがお得です。1万円相当のプリペイドカードの場合、2時間を超える当日利用なら一日567円です。

利用時間 午前7時～午後11時（午後11時から翌日の午前7時まで出入庫不可）

駐車料金 最初の30分まで…180円（以降30分ごとに…170円駐車時間が2時間を越えた場合最



泉大津市立駐車場
ただし本駐車場は、車庫証明は発行しません。また定期券の発売は限られていますので、先着順とします。

なお利用できる自動車は、長さ

4・8m、高さ2・0mを超えないもので、特殊車、二輪車の駐車はできません

問合 土木課（市役所2階）

新たな障害者福祉制度ができるまで負担を軽減



国では、障害者福祉制度に関する限り、市町村民税非課税の障害者団体支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしています。

この新たな総合的な制度ができるまでの間、市町村民税非課税の低所得の障がい者などの場合、4月から福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担が無料となります。については、該当者には、市から新しい受給者証を送付しましたので、ご利用の事業所・施設にご提示ください。

ただし補装具については、装具じとに支給基準額が異なり、基準額を超える金額の補装具を希望する場合には、その差額は自己負担となります。

問合 障害福祉課（市役所1階6番窓口）

相談が必要です。

支給額 講座受講料の2割相当額（上限額10万円、下限額4001円）

看護師や介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格の取得に際して、生活の負担の軽減を図るために、生活費の負担軽減のために支給します。ただし事前に、相談が必要です。

問合 障害福祉課（市役所1階6番窓口）

相談が必要です。

支給額 講座受講料の2割相当額（上限額10万円、下限額4001円）

看護師や介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格の取得に際して、生活の負担の軽減を図るために、生活費の負担軽減のために支給します。ただし事前に、相談が必要です。

問合 障害福祉課（市役所1階6番窓口）

高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格の取得に際して、生活の負担の軽減を図るために、生活費の負担軽減のために支給します。ただし事前に、相談が必要です。

問合 障害福祉課（市役所1階6番窓口）

相談が必要です。

支給額 月額14万～1000円（非課税世帯）・7万5000円（課税世帯）

修業期間 修業期間の全期間（平成24年3月31日までの間に養成機関に入学し、修業する人）

入学支援修了一時金

支給額 5万円（非課税世帯）・2万5000円（課税世帯）

入学時に母子家庭の母である人が対象となります。なお、支給は、修業修了後です。

問合 児童福祉課（市役所1階11番窓口）

相談が必要です。

支給額 月額14万～1000円（非課税世帯）・7万5000円（課税世帯）

修業期間 修業期間の全期間（平成24年3月31日までの間に養成機関に入学し、修業する人）

入学支援修了一時金

支給額 5万円（非課税世帯）・2万5000円（課税世帯）

「広報いづみおおつ」広告募集（有料）

「広報いづみおおつ」では、毎月広告を掲載しています。これは、市内産業の振興を図り、良質な商品やサービスなどに関する情報を提供するために行うものです。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

掲載を希望される事業者は、下記広告代理店までお問い合わせください。

申込・問合 合同会社IM総合企画 ☎ 072・242・7997 ☎ 072・296・7375

「広報いづみおおつ」広告募集（有料）

「広報いづみおおつ」では、毎月広告を掲載しています。これは、市内産業の振興を図り、良質な商品やサービスなどに関する情報を提供するために行うものです。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

掲載を希望される事業者は、下記広告代理店までお問い合わせください。

申込・問合 合同会社IM総合企画 ☎ 072・242・7997 ☎ 072・296・7375

タイトルアイコンは、対象者を表しています。



(「その他のお知らせ」の続き)

**乳幼児医療費の助成が
7月から5歳未満に拡大**

市で実施している4歳未満(4歳の誕生日)までの乳幼児医療費助成(通院の場合)の対象年齢を、7月1日から5歳未満(5歳の誕生日)までに拡大します。

なお、入院の場合の助成はこれまでどおり、就学前まで(所得制限があります)となります。

手続方法などは、詳細が決まりしたいお知らせします。

該当時期 7月1日診療分から
対象者 本市に住所を有し、健康保険に加入している0歳から5歳未満の乳幼児

問合 児童福祉課(市役所1階11番窓口)

は、保育に欠ける要件が必要です。申し込みは、直接利用者が各認定こども園に申し込むことになります。保育園部の保育料や入所の際の審査については、市の基準に準じています。その他の費用などについては、各認定保育園にお尋ねください。

問合 アイビースクールヒアンドビー(☎0120・194・1115)

長時間労働の抑制と仕事と生活の調和を目的として労働基準法が改正されます。

改正内容 ①①60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が2割5分以上から割以上に引き上げられます。

②一定の要件を満たせば①の引上げ分の支払いに替えて、労働者の意向に基づき有給の休暇(代替休暇)を与えることができます。

③一定の要件を満たせば、年に5日を限度として、年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

④特別条項付きの時間外労働協定を締結などする場合は、限度基準告示で定める限度時間を超える時間外労働に対する割

は、4月1日から施行(適用)になります。この割増賃金は25%を100%とする率とするように努めます。

なお①および②については、中企業は自分の適用が猶予されます。

施行年月日 改正内容の①から③

労働省および大阪労働局のホームページ(<http://www.osaka-lodo.go.jp>)でご覧いただけます。

問合 大阪労働局労働基準部監督課(☎06・6949・6490)、または労働基準監督署(☎32・3888)

少年ホーム内) 対象 市内在住の人

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セクハラなど労働に関するあらゆる分野の相談窓口を次のとおり設けています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

就労に関する無料相談

市では働く意欲があり積極的に仕事を探しているにもかかわらず、さまざまな事情でなかなか就職のできない障がい者・母子家庭の母親・中高年齢者または若年者などに対し、次のとおり就労支援相談窓口を設けています。

日時 火～金曜日 午前9時～午後5時(要事前予約)

場所 就労支援センター(労働青年)

対象 勤労者

問合 労働政策課(☎23・8688)

番窓口

悪質商法などに関する消費者相談について、4月1日から消費生活相談日をこれまでの週3日から、月～金曜日の午後1時～4時

に拡充します。

また、相談者の皆さんが気持ちよく利用していただけるようになります。

ペースを広げ、明るく、きれいに改修しました。

問合 産業政策課(市役所1階2番窓口)

9)

消費生活相談日を週5日に相談室も改修しました

悪質商法などに関する消費者相談について、4月1日から消費生活相談日をこれまでの週3日から、月～金曜日の午後1時～4時

に拡充します。

また、相談者の皆さんが気持ちよく利用していただけるようになります。

ペースを広げ、明るく、きれいに改修しました。

問合 産業政策課(市役所1階2番窓口)

9)

悪質商法などに関する消費者相談について、4月1日から消費生活相談日をこれまでの週3日から、月～金曜日の午後1時～4時

に拡充します。

また、相談者の皆さんが気持ちよく利用していただけるようになります。

ペースを広げ、明るく、きれいに改修しました。

問合 産業政策課(市役所1階2番窓口)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。

日時 火～日曜日 午前9時～午後5時(労働青少年ホーム開館日)

場所 労働政策課(労働青少年ホーム内)

対象 市内に在住・在勤の未組織労働者

問合 労働政策課(☎23・8688)

9)

労働に関する無料相談

市では、解雇・賃金不払い・セ

クハラなど労働に関するあらゆる

分野の相談窓口を次のとおり設け

ています。